

◆玄海原発3・4号炉の適合性審査が公布された！

2017年1月18日に玄海原発3・4号炉の適合性審査が公布された。この審査のパブリックコメントは12月9日に締め切られていた。「新規制基準は、日本も加盟しているIAEA（国際原子力機関）の安全基準に比べて、極めて緩い基準の為、玄海原発3・4号炉は国際的な安全基準には適合しない原発である」とのパブリックコメント例が多数表明されたが、ほとんど無視されていた。

◆IAEA（国際原子力機関）の安全対策は5層の深層防護策！

IAEAは、原発には100%の絶対的安全対策は無いと考え、原発の安全対策を厳重な5層の深層防護策とした。しかし、日本では過酷事故は起こらないと考えられていたので、旧規制

基準は、第3層までしかなかった。福島第一原発に過酷事故が発生した時、第4層、第5層の規制基準が無かつたことが被害を大きくしたことが分かり、国際的にも非難されたので、新規制基準

表4：国際原子力機関（IAEA）の深層防護の考え方と日本の新規制基準の比較

IAEAの深層防護の考え方	日本の新規制基準	
第1層：適切な設計と建設・運転における高い品質	○	
第2層：各種センサーによる異常な運転の検出制御	○	
第3層：安全装置及び事故手順書に元づく事故防止	○	
第4層：メルトダウン発生の防止及び メルトダウンの影響軽減策 (フィルター付きベント、水蒸気爆発対策等)	メルトダウン発生の防止	△
	メルトダウンの影響軽減策	×
第5層：放射性物質の放出時の避難計画	×	

○要求あり、△要求はあるが極めて不十分、×要求なし。

では第4層の規制までは強化する事がきまった。しかし、新規制基準の第4層部分は、直ぐの対策は放水砲、シルトフェンス、電源車、可搬型ポンプ車等の簡単な設備の採用とされ、フィルター付きベントや免震重要棟等の特定重大事故対処設備は再稼働認可後、5年間の猶予とされた。またそれ以外の過酷事故対策は水素爆発防止対策

程度で、IAEAの深層防護の第4層の安全対策の基本的なものはほとんど取り入れられなかつた。

第5層の、原子力災害対策指針は、原子力規制委員会の担当外の、原子力災害対策特別措置法に取り入れられ、避難計画の責任は原発の立地県と立地市町村の責任と定められた。

◆大津地裁の山本善彦裁判長は高浜原発の2機の運転を差し止めた！

関西電力は福井地裁の「高浜原発3、4号機運転差止め命令申立裁判」で、深層防護の第1、2、3層の対策を完璧に行ったので、メルトダウンが起きる事は有り得ず、第4層の対策は不要と主張した。2016年3月9日大津地裁の山本善彦裁判長は高浜原発3、4号機の再稼働は「過酷事故対策で危惧すべき点があり、津波対策や避難計画にも疑問点が残るので、関電は主張を尽くしていない」として運転停止を求める仮処分の決定をし、高浜原発3、4号機の再稼働

が停止した。2017年1月27日、原発なくそう！九州玄海訴訟団より、佐賀地裁に玄海原発再稼働禁止仮処分申し立てが行われた。この申し立て書は、大津地裁の高浜原発3、4号機運転差止め命令申立裁判の申し立てや、その後の伊方原発再稼働禁止仮処分申し立て裁判の論旨などに、その後の最新の知見が加味され、最新の論旨が簡潔にまとめられた、非常に分かりやすい申し立て書である。住民説明会の質問の課題などに、大変良い資料である。

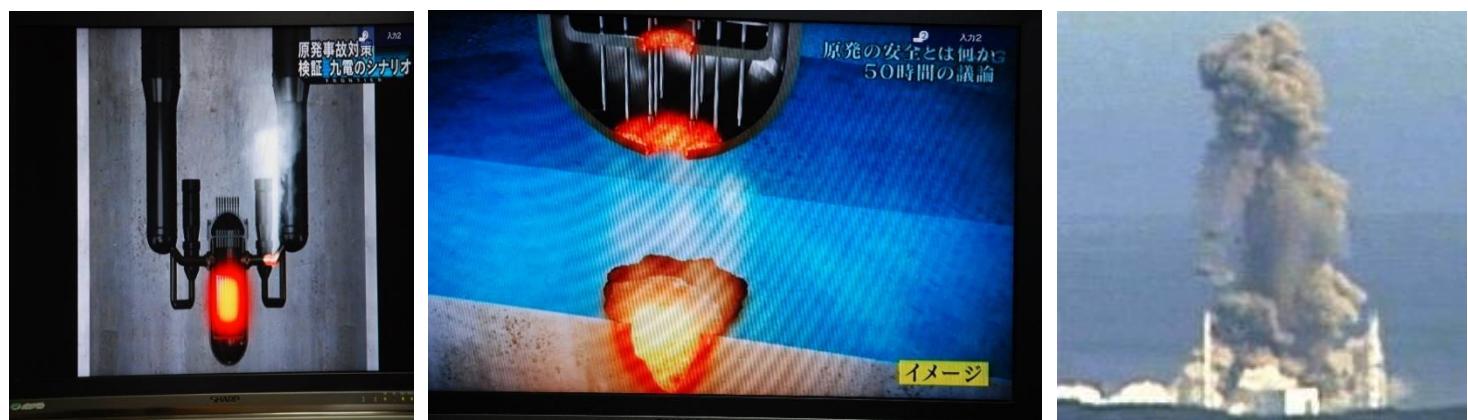
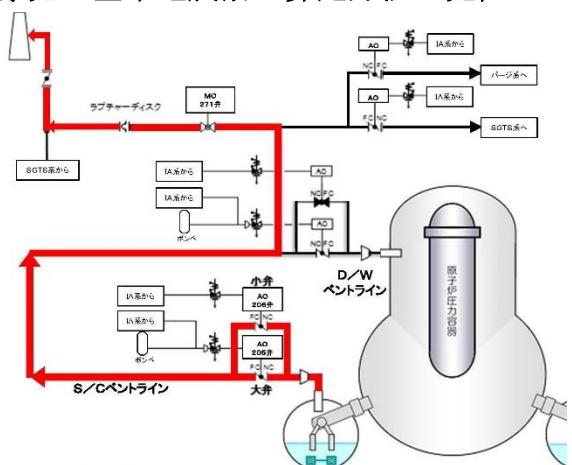
◆熊本地震により川内原発・玄海原発の基準地震動の算定が過小な事が分かった！

熊本地震で測定されたマグニチュードM 6.5とM 7.3は川内原発・玄海原発の基準地震動の算定で得られる数値よりもはるかに大きかった。川内原癁・玄海原癁の基準地震動の算定方法の見直しが必要な事が分かったが、見直しは行われていない。

◆川内・玄海原発にはフィルター付ベントが無い！

原子炉格納容器の中の圧力が高くなつて、破損したりするのを避けるため、放射性物質を含む気体の一部を外部に排出させて圧力を下げる緊急措置がベントです。原子力規制委員会は、フィルター付ベント設置に5年間の猶予を認めた。とんでもないことです。

◆川内・玄海原癁には水蒸気爆発対策が無い！

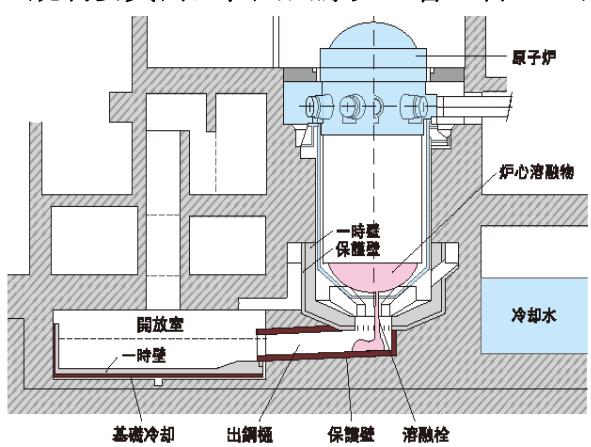


配管破断による過酷事故発生

原子力コンサルタント佐藤暁氏による説明 福島のガス爆轟（ばくごう）破壊

九州電力は、再稼働申請書で「原子炉の重要な配管が破断し、全電源が停止し、緊急炉心冷却装置が喪失した場合、炉心冷却の手段がなく、核燃料のメルトダウンを放置。格納容器に大量の水を溜めて、溶融核燃料を冷却する。可搬型ポンプ車の格納容器貯水対策とコアキャッチャー対策とは同じ」として申請した。原子力規制委員会は、川内原癁の審査書でこれを承認

し、川内原癁が再稼働した。海外の新規制基準は、格納容器に大量の水を貯めると水蒸気爆発により格納容器が爆発消失の可能性が有るので、行ってはいけないとし、コアキャッチャーの取り付けや原子炉圧力容器のシャワー冷却等様々な対策を制定しています。新規制基準は極めて危険な対策を許しており、世界の安全基準に比べてあまりにも酷い基準です。



ヨーロッパで使用され始めたコアキャッチャー